

紹介手数料の覚書における返金内容について

1 (返金条件詳細:返金対象期間、事由、金額等)

採用者が自己都合により又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、1ヵ月以内に退職もしくは1か月以上3か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で有料職業紹介契約書「第7条」で規定した紹介手数料を返還する。

2 入社後1か月以内の場合：紹介手数料の80%

入社後1か月以上3か月未満の場合：紹介手数料の50%